

○千葉県立テクノスクール設置管理条例施行規則（昭和三十九年四月十七日規則第十八号）

新旧対照表

新	旧
<p>千葉県立テクノスクール設置管理条例施行規則            題名改正〔昭和四四年規則八四号・四七年五四号・平成五年三三三号〕</p> <p>（趣旨）</p> <p>第一条 この規則は、千葉県立テクノスクール設置管理条例（昭和三十九年千葉県条例第十八号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>一部改正〔昭和四四年規則八四号・四七年五四号・平成五年三三三号〕</p> <p>（権限の委任）</p> <p>第二条 知事は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百五十三条第一項の規定により、テクノスクールの長（以下「校長」という。）に次に掲げる事務を処理する権限を委任する。</p> <p>一 条例第六条の規定による訓練生の休日等の変更に関すること。</p> <p>二 条例第八条の規定による訓練生の決定に関すること。</p> <p>三 条例第九条の規定による訓練生の退校に関すること。</p> <p>四 条例第十一条及び第十二条の規定によるテクノスクールの施設の利用に関すること。</p> <p>全部改正〔昭和四四年規則八四号〕、一部改正〔昭和四七年規則五四号・五四年一五号・平成五年三三三号〕</p> <p>（訓練科等）</p> <p>第三条 条例第四条に規定するテクノスクールの訓練科、入所者訓練生の定員及び訓練期間は、別表のとおりとする。</p> <p>全部改正〔昭和五四年規則一五号〕、一部改正〔昭和六〇年規則七一号・平成五年三三三号〕</p> <p>（入校手続）</p> <p>第四条 入校しようとする者は、知事が定める日までに次の各号に掲げる書類を入校を希望するテクノスクールの校長に提出しなければならない。</p>	<p>千葉県立テクノスクール設置管理条例施行規則            題名改正〔昭和四四年規則八四号・四七年五四号・平成五年三三三号〕</p> <p>（趣旨）</p> <p>第一条 この規則は、千葉県立テクノスクール設置管理条例（昭和三十九年千葉県条例第十八号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>一部改正〔昭和四四年規則八四号・四七年五四号・平成五年三三三号〕</p> <p>（権限の委任）</p> <p>第二条 知事は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百五十三条第一項の規定により、テクノスクールの長（以下「校長」という。）に次に掲げる事務を処理する権限を委任する。</p> <p>一 条例第六条の規定による訓練生の休日等の変更に関すること。</p> <p>二 条例第八条の規定による訓練生の決定に関すること。</p> <p>三 条例第九条の規定による訓練生の退校に関すること。</p> <p>四 条例第十一条及び第十二条の規定によるテクノスクールの施設の利用に関すること。</p> <p>全部改正〔昭和四四年規則八四号〕、一部改正〔昭和四七年規則五四号・五四年一五号・平成五年三三三号〕</p> <p>（訓練科等）</p> <p>第三条 条例第四条に規定するテクノスクールの訓練科、入所者訓練生の定員及び訓練期間は、別表のとおりとする。</p> <p>全部改正〔昭和五四年規則一五号〕、一部改正〔昭和六〇年規則七一号・平成五年三三三号〕</p> <p>（入校手続）</p> <p>第四条 入校しようとする者は、知事が定める日までに次の各号に掲げる書類を入校を希望するテクノスクールの校長に提出しなければならない。</p>

一 入校願書（別記第一号様式）

二 写真一枚（縦四センチメートル、横三センチメートルの正面向き半身脱帽で撮影したもの）

三 その他校長の定める書類

2 条例第十条第一項に規定する職業訓練等を受けさせようとする事業主（以下「訓練委託者」という。）は、訓練委託申請書（別記第一号様式の二）に当該雇用労働者についての前項第二号に掲げる書類を添えて入校させようとするテクノスクールの校長に提出しなければならない。

一部改正〔昭和四四年規則八四号・四九年一七号・五二年二四号・六〇年七一号・平成五年三三号・一二年五号・一五年一三二号・一六年一五三号〕

（入校の決定及び通知）

第五条 校長は、前条第一項の規定により入校を希望したものについては、選考の上、訓練生を決定する。

2 校長は、前条第二項の規定による申請があつた場合には、職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第十五条の七第一項第一号に規定する職業訓練に支障のない範囲内で承認又は不承認を決定する。

3 校長は、第一項の入校の決定又は前項の承認若しくは不承認の決定をしたときは、速やかにその旨及び入校日を、当該入校希望者（同項の場合にあつては訓練委託者）に通知するとともに、知事及び関係公共職業安定所の長にその氏名その他必要事項を報告し、又は通知するものとする。

一部改正〔昭和四四年規則八四号・四七年五四号・五四年一五号・六〇年七一号・平成五年三三号・二八年五五号〕

（誓約書等の提出）

第六条 前条第一項又は第二項の規定により入校を決定された者は、同条第三項の入校日までに誓約書（別記第二号様式）及び身体検査書を校長に提出しなければならない。

一部改正〔昭和四四年規則八四号・平成一二年五号・一五年一三二二号・令和二年四〇号〕

（退校）

第七条 第五条の規定により入校した者が病気傷害、その他やむを得ない理由により退校しようとするときは、その理由を記載した退校願（別記第三号様式）により校長に願い出なければならない。この場合において、退校の理由が病気又は傷害によるものであるときは医師の診断書を添えなければならない。

一 入校願書（別記第一号様式）

二 写真一枚（縦四センチメートル、横三センチメートルの正面向き半身脱帽で撮影したもの）

三 その他校長の定める書類

2 条例第十条第一項に規定する職業訓練等を受けさせようとする事業主（以下「訓練委託者」という。）は、訓練委託申請書（別記第一号様式の二）に当該雇用労働者についての前項第二号に掲げる書類を添えて入校させようとするテクノスクールの校長に提出しなければならない。

一部改正〔昭和四四年規則八四号・四九年一七号・五二年二四号・六〇年七一号・平成五年三三号・一二年五号・一五年一三二号・一六年一五三号〕

（入校の決定及び通知）

第五条 校長は、前条第一項の規定により入校を希望したものについては、選考の上、訓練生を決定する。

2 校長は、前条第二項の規定による申請があつた場合には、職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第十五条の七第一項第一号に規定する職業訓練に支障のない範囲内で承認又は不承認を決定する。

3 校長は、第一項の入校の決定又は前項の承認若しくは不承認の決定をしたときは、速やかにその旨及び入校日を、当該入校希望者（同項の場合にあつては訓練委託者）に通知するとともに、知事及び関係公共職業安定所の長にその氏名その他必要事項を報告し、又は通知するものとする。

一部改正〔昭和四四年規則八四号・四七年五四号・五四年一五号・六〇年七一号・平成五年三三号・二八年五五号〕

（誓約書等の提出）

第六条 前条第一項又は第二項の規定により入校を決定された者は、同条第三項の入校日までに誓約書（別記第二号様式）及び身体検査書を校長に提出しなければならない。

一部改正〔昭和四四年規則八四号・平成一二年五号・一五年一三二二号・令和二年四〇号〕

（退校）

第七条 第五条の規定により入校した者が病気傷害、その他やむを得ない理由により退校しようとするときは、その理由を記載した退校願（別記第三号様式）により校長に願い出なければならない。この場合において、退校の理由が病気又は傷害によるものであるときは医師の診断書を添えなければならない。

い。

一部改正〔昭和四四年規則八四号〕

(雇用労働者についての訓練の停止等)

第八条 第五条第二項の規定により承認を受けた訓練委託者が当該委託した雇用労働者について訓練を停止し、又は訓練科目を変更しようとする場合は、委託訓練停止(変更)願(別記第四号様式)により校長に願い出なければならぬ。

一部改正〔昭和四四年規則八四号〕

(修了)

第九条 校長は、所定の課程を修了した訓練生に対して修了証書(別記第五号様式)を授与するものとする。

一部改正〔昭和四四年規則八四号・六〇年七一号〕

(ほう賞)

第十条 校長は、成績優秀、かつ、他の訓練生の模範となる者についてほう賞することができる。

一部改正〔昭和四四年規則八四号〕

(補則)

第十一条 この規則に定めるもののほか、テクノスクールの運営について必要な事項は、校長が知事の承認を得て定める。

一部改正〔昭和四四年規則八四号・平成五年三三号〕

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行し、昭和三十九年四月一日から適用する。
- 2 千葉県一般職業訓練所運営規則(昭和三十四年千葉県規則第十八号)は、廃止する。
- 3 この規則施行の際、現になされている手続その他の行為は、この規則のそれぞれの規定によりなされたものとみなす。

附 則 (昭和三十九年十月一日規則第六十五号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 自動車整備科の入所期間については、昭和三十九年度に限り六月とする。

附 則 (昭和四十年二月二十六日規則第八号)

この規則は、昭和四十年四月一日から施行する。

附 則 (昭和四十一年四月一日規則第十四号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和四十二年一月十三日規則第三号)

い。

一部改正〔昭和四四年規則八四号〕

(雇用労働者についての訓練の停止等)

第八条 第五条第二項の規定により承認を受けた訓練委託者が当該委託した雇用労働者について訓練を停止し、又は訓練科目を変更しようとする場合は、委託訓練停止(変更)願(別記第四号様式)により校長に願い出なければならぬ。

一部改正〔昭和四四年規則八四号〕

(修了)

第九条 校長は、所定の課程を修了した訓練生に対して修了証書(別記第五号様式)を授与するものとする。

一部改正〔昭和四四年規則八四号・六〇年七一号〕

(ほう賞)

第十条 校長は、成績優秀、かつ、他の訓練生の模範となる者についてほう賞することができる。

一部改正〔昭和四四年規則八四号〕

(補則)

第十一条 この規則に定めるもののほか、テクノスクールの運営について必要な事項は、校長が知事の承認を得て定める。

一部改正〔昭和四四年規則八四号・平成五年三三号〕

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行し、昭和三十九年四月一日から適用する。
- 2 千葉県一般職業訓練所運営規則(昭和三十四年千葉県規則第十八号)は、廃止する。
- 3 この規則施行の際、現になされている手続その他の行為は、この規則のそれぞれの規定によりなされたものとみなす。

附 則 (昭和三十九年十月一日規則第六十五号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 自動車整備科の入所期間については、昭和三十九年度に限り六月とする。

附 則 (昭和四十年二月二十六日規則第八号)

この規則は、昭和四十年四月一日から施行する。

附 則 (昭和四十一年四月一日規則第十四号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和四十二年一月十三日規則第三号)

<p>この規則は、昭和四十二年四月一日から施行する。</p> <p>附 則 (昭和四十三年一月二十六日規則第二号)</p> <p>この規則は、昭和四十三年四月一日から施行する。</p> <p>附 則 (昭和四十三年十月三十一日規則第六十六号)</p> <p>この規則は、昭和四十三年十一月一日から施行する。</p> <p>附 則 (昭和四十四年三月二十五日規則第十六号)</p> <p>この規則は、昭和四十四年四月一日から施行する。</p> <p>附 則 (昭和四十四年十月十五日規則第八十四号)</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、建設技能専修職業訓練校及び旭専修職業訓練校の建設機械運転科並びに芝山専修職業訓練校のブロック建築科に係る改正規定は、昭和四十四年十月一日から適用する。</p> <p>(経過規定)</p> <p>2 この規則の施行の際現に訓練校において職業訓練を受けている者の訓練科目及び訓練の対象となる技能については、なお従前の例による。</p> <p>3 この規則の施行の際現に改正前の一般職業訓練所の設置及び管理に関する条例施行規則の規定によりなされている申請その他の手続は、改正後の専修職業訓練校設置管理条例施行規則の相当規定によりなされた申請その他の手続とみなす。</p> <p>附 則 (昭和四十五年三月十七日規則第十三号)</p> <p>この規則は、昭和四十五年四月一日から施行する。</p> <p>附 則 (昭和四十五年六月十二日規則第四十一号)</p> <p>この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則 (昭和四十六年七月二十一日規則第五十号)</p> <p>この規則は、昭和四十六年九月一日から施行する。</p> <p>附 則 (昭和四十七年四月一日規則第十七号)</p> <p>この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則 (昭和四十七年七月二十日規則第五十四号)</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>(経過規定)</p> <p>2 この規則の施行の際現に改正前の専修職業訓練校設置管理条例施行規則の規定によりなされている申請その他の手続は、改正後の職業訓練校設置管理条例施行規則の相当規定によりなされた申請その他の手続とみなす。</p>	<p>この規則は、昭和四十二年四月一日から施行する。</p> <p>附 則 (昭和四十三年一月二十六日規則第二号)</p> <p>この規則は、昭和四十三年四月一日から施行する。</p> <p>附 則 (昭和四十三年十月三十一日規則第六十六号)</p> <p>この規則は、昭和四十三年十一月一日から施行する。</p> <p>附 則 (昭和四十四年三月二十五日規則第十六号)</p> <p>この規則は、昭和四十四年四月一日から施行する。</p> <p>附 則 (昭和四十四年十月十五日規則第八十四号)</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、建設技能専修職業訓練校及び旭専修職業訓練校の建設機械運転科並びに芝山専修職業訓練校のブロック建築科に係る改正規定は、昭和四十四年十月一日から適用する。</p> <p>(経過規定)</p> <p>2 この規則の施行の際現に訓練校において職業訓練を受けている者の訓練科目及び訓練の対象となる技能については、なお従前の例による。</p> <p>3 この規則の施行の際現に改正前の一般職業訓練所の設置及び管理に関する条例施行規則の規定によりなされている申請その他の手続は、改正後の専修職業訓練校設置管理条例施行規則の相当規定によりなされた申請その他の手続とみなす。</p> <p>附 則 (昭和四十五年三月十七日規則第十三号)</p> <p>この規則は、昭和四十五年四月一日から施行する。</p> <p>附 則 (昭和四十五年六月十二日規則第四十一号)</p> <p>この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則 (昭和四十六年七月二十一日規則第五十号)</p> <p>この規則は、昭和四十六年九月一日から施行する。</p> <p>附 則 (昭和四十七年四月一日規則第十七号)</p> <p>この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則 (昭和四十七年七月二十日規則第五十四号)</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>(経過規定)</p> <p>2 この規則の施行の際現に改正前の専修職業訓練校設置管理条例施行規則の規定によりなされている申請その他の手続は、改正後の職業訓練校設置管理条例施行規則の相当規定によりなされた申請その他の手続とみなす。</p>
<p>この規則は、昭和四十二年四月一日から施行する。</p> <p>附 則 (昭和四十三年一月二十六日規則第二号)</p> <p>この規則は、昭和四十三年四月一日から施行する。</p> <p>附 則 (昭和四十三年十月三十一日規則第六十六号)</p> <p>この規則は、昭和四十三年十一月一日から施行する。</p> <p>附 則 (昭和四十四年三月二十五日規則第十六号)</p> <p>この規則は、昭和四十四年四月一日から施行する。</p> <p>附 則 (昭和四十四年十月十五日規則第八十四号)</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>(経過規定)</p> <p>2 この規則の施行の際現に改正前の専修職業訓練校設置管理条例施行規則の規定によりなされている申請その他の手続は、改正後の職業訓練校設置管理条例施行規則の相当規定によりなされた申請その他の手続とみなす。</p>	<p>この規則は、昭和四十二年四月一日から施行する。</p> <p>附 則 (昭和四十三年一月二十六日規則第二号)</p> <p>この規則は、昭和四十三年四月一日から施行する。</p> <p>附 則 (昭和四十三年十月三十一日規則第六十六号)</p> <p>この規則は、昭和四十三年十一月一日から施行する。</p> <p>附 則 (昭和四十四年三月二十五日規則第十六号)</p> <p>この規則は、昭和四十四年四月一日から施行する。</p> <p>附 則 (昭和四十四年十月十五日規則第八十四号)</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>(経過規定)</p> <p>2 この規則の施行の際現に改正前の専修職業訓練校設置管理条例施行規則の規定によりなされている申請その他の手続は、改正後の職業訓練校設置管理条例施行規則の相当規定によりなされた申請その他の手続とみなす。</p>

3 (千葉県組織規程の一部改正)  
千葉県組織規程(昭和三十二年千葉県規則第六十八号)の一部を次のように改正する。

第五条第五号中「及び」を「並びに」に改め、「第十五条第二項」の下に「及び第十九条第一項」を加える。

第十三条職業訓練課の部中第七号を次のように改める。

七 専修職業訓練校及び高等職業訓練校に関する事。

第十八条第六項中「及び」を「並びに」に改め、「職業訓練法第十五条第二項」の下に「及び第十九条第一項」を加え、「専修職業訓練校」を「専修職業訓練校・高等職業訓練校」に改める。

第四百二十二条の表市原専修職業訓練校 建設技能専修職業訓練校 船橋専修職業訓練校 旭専修職業訓練校の部中「市原専修職業訓練校」を「市原高等職業訓練校」に、「船橋専修職業訓練校」を「船橋高等職業訓練校」に改め、同部訓練課の項第一号中「専修職業訓練課程」を「専修訓練課程及び高等訓練課程」に改める。

(千葉県財務規則の一部改正)

4 千葉県財務規則(昭和三十九年千葉県規則第十三号の二)の一部を次のように改正する。

別表第一かい名の欄中「市原専修職業訓練校・船橋専修職業訓練校」を「市原高等職業訓練校・船橋高等職業訓練校」に改める。

別表第三部・課・かい名の欄中「各専修職業訓練校」を「各専修職業訓練校及び高等職業訓練校」に改める。

(千葉県職業訓練指導員修学資金貸付条例施行規則の一部改正)

5 千葉県職業訓練指導員修学資金貸付条例施行規則(昭和三十九年千葉県規則第五十八号)の一部を次のように改正する。

第八条中「県内の専修職業訓練校」を「県立の専修職業訓練校及び高等職業訓練校」に改める。

別記第十六号様式及び第十七号様式中「専修職業訓練校長」を「専修(高等)職業訓練校長」に改める。

附 則(昭和四十八年四月一日規則第二十二号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和四十九年四月一日規則第十七号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

3 (千葉県組織規程の一部改正)  
千葉県組織規程(昭和三十二年千葉県規則第六十八号)の一部を次のように改正する。

第五条第五号中「及び」を「並びに」に改め、「第十五条第二項」の下に「及び第十九条第一項」を加える。

第十三条職業訓練課の部中第七号を次のように改める。

七 専修職業訓練校及び高等職業訓練校に関する事。

第十八条第六項中「及び」を「並びに」に改め、「職業訓練法第十五条第二項」の下に「及び第十九条第一項」を加え、「専修職業訓練校」を「専修職業訓練校・高等職業訓練校」に改める。

第四百二十二条の表市原専修職業訓練校 建設技能専修職業訓練校 船橋専修職業訓練校 旭専修職業訓練校の部中「市原専修職業訓練校」を「市原高等職業訓練校」に、「船橋専修職業訓練校」を「船橋高等職業訓練校」に改め、同部訓練課の項第一号中「専修職業訓練課程」を「専修訓練課程及び高等訓練課程」に改める。

(千葉県財務規則の一部改正)

4 千葉県財務規則(昭和三十九年千葉県規則第十三号の二)の一部を次のように改正する。

別表第一かい名の欄中「市原専修職業訓練校・船橋専修職業訓練校」を「市原高等職業訓練校・船橋高等職業訓練校」に改める。

別表第三部・課・かい名の欄中「各専修職業訓練校」を「各専修職業訓練校及び高等職業訓練校」に改める。

(千葉県職業訓練指導員修学資金貸付条例施行規則の一部改正)

5 千葉県職業訓練指導員修学資金貸付条例施行規則(昭和三十九年千葉県規則第五十八号)の一部を次のように改正する。

第八条中「県内の専修職業訓練校」を「県立の専修職業訓練校及び高等職業訓練校」に改める。

別記第十六号様式及び第十七号様式中「専修職業訓練校長」を「専修(高等)職業訓練校長」に改める。

附 則(昭和四十八年四月一日規則第二十二号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和四十九年四月一日規則第十七号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

- (千葉県職業訓練指導員修学資金貸付条例施行規則の一部改正)
- 2 千葉県職業訓練指導員修学資金貸付条例施行規則(昭和三十九年千葉県規則第五十八号)の一部を次のように改正する。
- 別記第十六号様式及び第十七号様式中「専修(高等)職業訓練校長」を「(高等)技術専門学校長」に改める。
- 附 則 (昭和五十年三月二十五日規則第十二号)  
この規則は、昭和五十年四月一日から施行する。
- 附 則 (昭和五十一年四月一日規則第三十二号)  
この規則は、公布の日から施行する。
- 附 則 (昭和五十二年四月九日規則第二十四号)  
この規則は、公布の日から施行する。
- 附 則 (昭和五十三年三月三十日規則第十五号)  
(施行期日)
- 1 この規則は、昭和五十三年四月一日から施行する。
- (千葉県職業訓練指導員修学資金貸付条例施行規則の一部改正)
- 2 千葉県職業訓練指導員修学資金貸付条例施行規則(昭和三十九年千葉県規則第五十八号)の一部を次のように改正する。
- 次のよう(略)
- 附 則 (昭和五十三年四月一日規則第十八号)  
この規則は、公布の日から施行する。
- 附 則 (昭和五十四年三月三十日規則第十五号)  
この規則は、昭和五十四年四月一日から施行する。
- 附 則 (昭和五十五年四月一日規則第二十二号)  
この規則は、公布の日から施行する。
- 附 則 (昭和五十六年二月十三日規則第四号)  
この規則は、昭和五十六年四月一日から施行する。
- 附 則 (昭和五十七年四月一日規則第三十一号)  
この規則は、公布の日から施行する。
- 附 則 (昭和五十八年四月一日規則第十九号)  
この規則は、公布の日から施行する。
- 附 則 (昭和五十九年四月一日規則第二十三号)  
この規則は、公布の日から施行する。
- 附 則 (昭和六十年三月二十六日規則第十五号)  
この規則は、昭和六十年四月一日から施行する。

- (千葉県職業訓練指導員修学資金貸付条例施行規則の一部改正)
- 2 千葉県職業訓練指導員修学資金貸付条例施行規則(昭和三十九年千葉県規則第五十八号)の一部を次のように改正する。
- 別記第十六号様式及び第十七号様式中「専修(高等)職業訓練校長」を「(高等)技術専門学校長」に改める。
- 附 則 (昭和五十年三月二十五日規則第十二号)  
この規則は、昭和五十年四月一日から施行する。
- 附 則 (昭和五十一年四月一日規則第三十二号)  
この規則は、公布の日から施行する。
- 附 則 (昭和五十二年四月九日規則第二十四号)  
この規則は、公布の日から施行する。
- 附 則 (昭和五十三年三月三十日規則第十五号)  
(施行期日)
- 1 この規則は、昭和五十三年四月一日から施行する。
- (千葉県職業訓練指導員修学資金貸付条例施行規則の一部改正)
- 2 千葉県職業訓練指導員修学資金貸付条例施行規則(昭和三十九年千葉県規則第五十八号)の一部を次のように改正する。
- 次のよう(略)
- 附 則 (昭和五十三年四月一日規則第十八号)  
この規則は、公布の日から施行する。
- 附 則 (昭和五十四年三月三十日規則第十五号)  
この規則は、昭和五十四年四月一日から施行する。
- 附 則 (昭和五十五年四月一日規則第二十二号)  
この規則は、公布の日から施行する。
- 附 則 (昭和五十六年二月十三日規則第四号)  
この規則は、昭和五十六年四月一日から施行する。
- 附 則 (昭和五十七年四月一日規則第三十一号)  
この規則は、公布の日から施行する。
- 附 則 (昭和五十八年四月一日規則第十九号)  
この規則は、公布の日から施行する。
- 附 則 (昭和五十九年四月一日規則第二十三号)  
この規則は、公布の日から施行する。
- 附 則 (昭和六十年三月二十六日規則第十五号)  
この規則は、昭和六十年四月一日から施行する。

附則（昭和六十年十二月二十三日規則第七十一号）  
この規則は、公布の日から施行する。

附則（昭和六十一年三月二十八日規則第十四号）

この規則は、昭和六十一年四月一日から施行する。

附則（昭和六十三年三月十八日規則第七号）

（施行期日）

1 この規則は、昭和六十三年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 改正前の職業訓練校設置管理条例施行規則別表千葉県立市原高等技術専門校の項の家庭用電気機器サービス科は、改正後の職業訓練校設置管理条例施行規則別表千葉県立市原高等技術専門校の項の規定にかかわらず、昭和六十三年三月三十一日において当該家庭用電気機器サービス科に在籍している者が当該家庭用電気機器サービス科に在籍しなくなるまでの間、存続するものとする。

附則（平成元年三月十七日規則第二十一号）

この規則は、平成元年四月一日から施行する。

附則（平成二年三月三十一日規則第三十二号）

この規則は、平成二年四月一日から施行する。

附則（平成三年四月一日規則第四十二号）

この規則は、公布の日から施行する。

附則（平成四年三月二十一日規則第九号）

この規則は、平成四年四月一日から施行する。

附則（平成五年四月一日規則第三十三号）

この規則は、公布の日から施行する。

附則（平成六年三月二十九日規則第十五号）

この規則は、平成六年四月一日から施行する。

附則（平成七年三月三十一日規則第三十三号）

この規則は、平成七年四月一日から施行する。

附則（平成八年三月二十六日規則第十九号）

この規則は、平成八年四月一日から施行する。

附則（平成九年三月二十八日規則第二十七号）

この規則は、平成九年四月一日から施行する。

附則（平成十年三月三十一日規則第三十四号）

この規則は、平成十年四月一日から施行する。

附則（昭和六十年十二月二十三日規則第七十一号）  
この規則は、公布の日から施行する。

附則（昭和六十一年三月二十八日規則第十四号）

この規則は、昭和六十一年四月一日から施行する。

附則（昭和六十三年三月十八日規則第七号）

（施行期日）

1 この規則は、昭和六十三年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 改正前の職業訓練校設置管理条例施行規則別表千葉県立市原高等技術専門校の項の家庭用電気機器サービス科は、改正後の職業訓練校設置管理条例施行規則別表千葉県立市原高等技術専門校の項の規定にかかわらず、昭和六十三年三月三十一日において当該家庭用電気機器サービス科に在籍している者が当該家庭用電気機器サービス科に在籍しなくなるまでの間、存続するものとする。

附則（平成元年三月十七日規則第二十一号）

この規則は、平成元年四月一日から施行する。

附則（平成二年三月三十一日規則第三十二号）

この規則は、平成二年四月一日から施行する。

附則（平成三年四月一日規則第四十二号）

この規則は、公布の日から施行する。

附則（平成四年三月二十一日規則第九号）

この規則は、平成四年四月一日から施行する。

附則（平成五年四月一日規則第三十三号）

この規則は、公布の日から施行する。

附則（平成六年三月二十九日規則第十五号）

この規則は、平成六年四月一日から施行する。

附則（平成七年三月三十一日規則第三十三号）

この規則は、平成七年四月一日から施行する。

附則（平成八年三月二十六日規則第十九号）

この規則は、平成八年四月一日から施行する。

附則（平成九年三月二十八日規則第二十七号）

この規則は、平成九年四月一日から施行する。

附則（平成十年三月三十一日規則第三十四号）

この規則は、平成十年四月一日から施行する。

附則（平成十年六月三十日規則第六十七号）  
この規則は、公布の日から施行する。

附則（平成十一年四月一日規則第四十号）  
この規則は、公布の日から施行する。

附則（平成十二年二月二十九日規則第五号）  
この規則は、公布の日から施行する。

附則（平成十二年三月三十一日規則第九十九号）  
この規則は、平成十二年四月一日から施行する。

附則（平成十三年九月二十八日規則第二百二号）  
この規則は、平成十三年十月一日から施行する。

附則（平成十五年三月三十一日規則第五十七号）  
この規則は、平成十五年四月一日から施行する。

附則（平成十五年十月三十一日規則第三百二十二号）  
（施行期日）

1 この規則は、平成十六年四月一日から施行する。ただし、第四条、第六条及び別記第一号様式の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正前の職業能力開発校設置管理条例施行規則別表千葉県立市原高等技術専門校の項の金属加工系塑性加工科、同表千葉県立船橋高等技術専門校の項の機械系機械加工科、同表千葉県立我孫子高等技術専門校の項の機械系機械加工科、同表千葉県立旭高等技術専門校の項の機械系機械加工科、同表千葉県立東金高等技術専門校の項の金属加工系溶接科及び同表千葉県立館山高等技術専門校の項の第二種自動車系自動車整備科は、改正後の職業能力開発校設置管理条例施行規則別表千葉県立市原高等技術専門校の項、千葉県立船橋高等技術専門校の項、千葉県立我孫子高等技術専門校の項、千葉県立旭高等技術専門校の項、千葉県立東金高等技術専門校の項及び千葉県立館山高等技術専門校の項の規定にかかわらず、平成十六年三月三十一日において当該金属加工系塑性加工科、機械系機械加工科、金属加工系溶接科及び第二種自動車系自動車整備科に在籍している者が当該金属加工系塑性加工科、機械系機械加工科、金属加工系溶接科及び第二種自動車系自動車整備科に在籍しなくなるまでの間、存続するものとする。

附則（平成十六年四月一日規則第九十七号）

この規則は、公布の日から施行する。

附則（平成十六年六月十一日規則第三百三十七号）

附則（平成十年六月三十日規則第六十七号）  
この規則は、公布の日から施行する。

附則（平成十一年四月一日規則第四十号）  
この規則は、公布の日から施行する。

附則（平成十二年二月二十九日規則第五号）  
この規則は、公布の日から施行する。

附則（平成十二年三月三十一日規則第九十九号）  
この規則は、平成十二年四月一日から施行する。

附則（平成十三年九月二十八日規則第二百二号）  
この規則は、平成十三年十月一日から施行する。

附則（平成十五年三月三十一日規則第五十七号）  
この規則は、平成十五年四月一日から施行する。

附則（平成十五年十月三十一日規則第三百二十二号）  
（施行期日）

1 この規則は、平成十六年四月一日から施行する。ただし、第四条、第六条及び別記第一号様式の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正前の職業能力開発校設置管理条例施行規則別表千葉県立市原高等技術専門校の項の金属加工系塑性加工科、同表千葉県立船橋高等技術専門校の項の機械系機械加工科、同表千葉県立我孫子高等技術専門校の項の機械系機械加工科、同表千葉県立旭高等技術専門校の項の機械系機械加工科、同表千葉県立東金高等技術専門校の項の金属加工系溶接科及び同表千葉県立館山高等技術専門校の項の第二種自動車系自動車整備科は、改正後の職業能力開発校設置管理条例施行規則別表千葉県立市原高等技術専門校の項、千葉県立船橋高等技術専門校の項、千葉県立我孫子高等技術専門校の項、千葉県立旭高等技術専門校の項、千葉県立東金高等技術専門校の項及び千葉県立館山高等技術専門校の項の規定にかかわらず、平成十六年三月三十一日において当該金属加工系塑性加工科、機械系機械加工科、金属加工系溶接科及び第二種自動車系自動車整備科に在籍している者が当該金属加工系塑性加工科、機械系機械加工科、金属加工系溶接科及び第二種自動車系自動車整備科に在籍しなくなるまでの間、存続するものとする。

附則（平成十六年四月一日規則第九十七号）

この規則は、公布の日から施行する。

附則（平成十六年六月十一日規則第三百三十七号）



この規則は、平成十六年十月一日から施行する。

附 則 (平成十六年九月二十四日規則第五百十三号)

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。ただし、第四条の改正規定、別表千葉県立我孫子高等技術専門校の項の改正規定(事務実務科に係る部分に限る。)及び同表入校資格の欄の改正規定は、平成十六年十月一日から施行する。

附 則 (平成十七年九月三十日規則第六百六十三号)

この規則は、平成十七年十月一日から施行する。

附 則 (平成十九年三月十三日規則第六号)

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則 (平成二十年三月十四日規則第十一号)

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

附 則 (平成二十一年三月二十三日規則第十三号)

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則 (平成二十二年三月三十一日規則第二十七号)

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

附 則 (平成二十八年五月十三日規則第五十五号)

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、第五条第二項及び第三項の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則 (令和元年五月二十四日規則第一号)

改正 令和 二年 三月三十一日規則第

四〇号

(施行期日)

1 この規則は、令和二年四月一日から施行する。

全部改正(令和二年規則四〇号)

(経過措置)

2 改正前の職業能力開発校設置管理条例施行規則別表千葉県立船橋高等技術専門校の項の機械系メカニカルエンジニア科及び同表千葉県立東金高等技術専門校の項のデザイン系ディスプレイ科は、改正後の職業能力開発校設置管理条例施行規則別表千葉県立船橋高等技術専門校の項及び同表千葉県立東金高等技術専門校の項の規定にかかわらず、令和二年三月三十一日において当該機械系メカニカルエンジニア科及びデザイン系ディスプレイ科に在籍している者が当該機械系メカニカルエンジニア科及びデザイン系ディスプレイ科に在籍しなくなるまでの間、存続するものとする。

この規則は、平成十六年十月一日から施行する。

附 則 (平成十六年九月二十四日規則第五百十三号)

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。ただし、第四条の改正規定、別表千葉県立我孫子高等技術専門校の項の改正規定(事務実務科に係る部分に限る。)及び同表入校資格の欄の改正規定は、平成十六年十月一日から施行する。

附 則 (平成十七年九月三十日規則第六百六十三号)

この規則は、平成十七年十月一日から施行する。

附 則 (平成十九年三月十三日規則第六号)

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則 (平成二十年三月十四日規則第十一号)

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

附 則 (平成二十一年三月二十三日規則第十三号)

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則 (平成二十二年三月三十一日規則第二十七号)

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

附 則 (平成二十八年五月十三日規則第五十五号)

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、第五条第二項及び第三項の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則 (令和元年五月二十四日規則第一号)

改正 令和 二年 三月三十一日規則第

四〇号

(施行期日)

1 この規則は、令和二年四月一日から施行する。

全部改正(令和二年規則四〇号)

(経過措置)

2 改正前の職業能力開発校設置管理条例施行規則別表千葉県立船橋高等技術専門校の項の機械系メカニカルエンジニア科及び同表千葉県立東金高等技術専門校の項のデザイン系ディスプレイ科は、改正後の職業能力開発校設置管理条例施行規則別表千葉県立船橋高等技術専門校の項及び同表千葉県立東金高等技術専門校の項の規定にかかわらず、令和二年三月三十一日において当該機械系メカニカルエンジニア科及びデザイン系ディスプレイ科に在籍している者が当該機械系メカニカルエンジニア科及びデザイン系ディスプレイ科に在籍しなくなるまでの間、存続するものとする。

追加〔令和二年規則四〇号〕

附 則（令和二年三月三十一日規則第四十号）

この規則は、令和二年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、公布の日から施行する。

附 則（令和三年九月三十日規則第八十号）

この規則は、令和三年十月一日から施行する。

附 則（令和五年 月 日規則第 号）

（施行期日）

1 この規則は、令和六年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行前に、改正前の職業能力開発校設置管理条例施行規則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

別表（第三条）

名称	訓練科	訓練課程	訓練期間	訓練生定員	入校資格
千葉県立市原テク ノスクー ル	非破壊検査科 塗装科	短期課程 短期課程	六箇月 一年	一〇人 二〇人	短期課程については、職業に必要な技能及びこれに関する知識を習得しようとする者。ただし、事務実務科については、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号）第二条第四号に規定する知的障害者に限る。
千葉県立船橋テク ノスクー ル	第二種自動車系自動車整備科 電力系電気工事科 ビルメンテナンスコ	普通課程 普通課程 短期課程	二年 一年 六箇月	二三人 三〇人 一五人	普通課程については、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による高等学校を卒業した者又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者
千葉県立船橋テク ノスクー ル	機械系機械技術科	普通課程	二年	二〇人	普通課程については、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による高等学校を卒業した者又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者

追加〔令和二年規則四〇号〕

附 則（令和二年三月三十一日規則第四十号）

この規則は、令和二年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、公布の日から施行する。

附 則（令和三年九月三十日規則第八十号）

この規則は、令和三年十月一日から施行する。

附 則（令和五年 月 日規則第 号）

（施行期日）

1 この規則は、令和六年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行前に、改正前の職業能力開発校設置管理条例施行規則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

別表（第三条）

名称	訓練科	訓練課程	訓練期間	訓練生定員	入校資格
千葉県立市原テク ノスクー ル	非破壊検査科 塗装科	短期課程 短期課程	六箇月 一年	一〇人 二〇人	短期課程については、職業に必要な技能及びこれに関する知識を習得しようとする者。ただし、事務実務科については、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号）第二条第四号に規定する知的障害者に限る。
千葉県立船橋テク ノスクー ル	第二種自動車系自動車整備科 電力系電気工事科 ビルメンテナンスコ	普通課程 普通課程 短期課程	二年 一年 六箇月	二三人 三〇人 一五人	普通課程については、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による高等学校を卒業した者又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者
千葉県立船橋テク ノスクー ル	機械系機械技術科	普通課程	二年	二〇人	普通課程については、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による高等学校を卒業した者又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者

千葉県立 我孫子テ クノスク ール	(削る。)	園芸サービ ス系造園科	普通課程	一年	二〇人	千葉県立 旭テクノ スクール	第二種自動 車系自動車 整備科	普通課程	二年	二〇人	千葉県立 東金テク ノスクー ル	デザイン系 空間デザイ ン科	普通課程	二年	二〇人	左官技術科	短期課程	六箇月	八人
		造園科	短期課程	六箇月	一〇人		事務実務科	短期課程	一年	一〇人		建築科	短期課程	一年	三〇人		九箇月	八人	
千葉県立 金属加工科	短期課程	一年	二一人	設備施工系	普通課程	一年	二〇人	冷凍空調設 備科	第二種情報 処理系シス テム設計科	普通課程	二年	二〇人	電気・電子 系I・O・Tシ ステム科	普通課程	二年	二〇人			
		金属加工科	短期課程														一年	二一人	

備考 この表に定めるほか、短期課程の訓練科及び訓練生定員については、  
毎年度知事が千葉県職業能力開発実施計画で定める。

全部改正〔昭和五四年規則一五号〕、一部改正〔昭和五五年規則二  
二号・五六年四号・五七年三一号・五八年一九号・五九年二三号・

千葉県立 我孫子テ クノスク ール	機械系NC 機械加工科	園芸サービ ス系造園科	普通課程	一年	二〇人	千葉県立 旭テクノ スクール	第二種自動 車系自動車 整備科	普通課程	二年	二〇人	千葉県立 東金テク ノスクー ル	デザイン系 空間デザイ ン科	普通課程	二年	二〇人	左官技術科	短期課程	六箇月	八人
		造園科	短期課程	六箇月	一一人		事務実務科	短期課程	一年	一〇人		建築科	短期課程	一年	三〇人		九箇月	八人	
千葉県立 金属加工科	短期課程	一年	二一人	設備施工系	普通課程	一年	二〇人	冷凍空調設 備科	第二種情報 処理系シス テム設計科	普通課程	二年	二〇人	(新設)	普通課程	二年	二〇人			
		金属加工科	短期課程														六箇月	一〇人	

備考 この表に定めるほか、短期課程の訓練科及び訓練生定員については、  
毎年度知事が千葉県職業能力開発実施計画で定める。

全部改正〔昭和五四年規則一五号〕、一部改正〔昭和五五年規則二  
二号・五六年四号・五七年三一号・五八年一九号・五九年二三号・

六〇年一五号・七一号・六一年一四号・六三年七号・平成元年二一  
号・二年三二号・三年四二号・四年九号・五年三三号・六年一五  
号・七年三三号・八年一九号・九年二七号・一〇年三四号・六七  
号・一一年四〇号・一二年九九号・一三年一〇二号・一五年五七  
号・一三二二号・一六年九七号・一五三三号・一七年一六三号・一九年  
六号・二〇年一一号・二一年一三号・二二年二七号・二八年五五  
号・令和元年一号]

別記

第一号様式

(第四条第一項第一号)

全部改正〔平成12年規則5号〕、一部改正〔平成15年規則132号・  
16年97号・137号・21年13号・令和2年40号〕

第一号様式の一

(第四条第二項)

一部改正〔昭和44年規則84号・47年45号・49年17号・53年15号・18  
号・54年15号・平成16年97号・21年13号・令和3年80号〕

第二号様式

(第六条)

一部改正〔昭和44年規則84号・47年54号・49年17号・52年24号・53  
年15号・18号・54年15号・平成5年33号・12年5号・16年97号・21  
年13号・令和2年40号・3年80号〕

第三号様式

(第七条)

一部改正〔昭和44年規則84号・47年54号・49年17号・53年15号・18  
号・54年15号・平成12年5号・16年97号・21年13号・令和2年40  
号・3年80号〕

第四号様式

(第八条)

一部改正〔昭和44年規則84号・47年54号・49年17号・53年15号・18  
号・54年15号・平成16年97号・21年13号・令和3年80号〕

第五号様式

(第九条)

全部改正〔昭和六〇年規則七一号〕、一部改正〔平成一六年規則九  
七号・二一年一三号〕

六〇年一五号・七一号・六一年一四号・六三年七号・平成元年二一  
号・二年三二号・三年四二号・四年九号・五年三三号・六年一五  
号・七年三三号・八年一九号・九年二七号・一〇年三四号・六七  
号・一一年四〇号・一二年九九号・一三年一〇二号・一五年五七  
号・一三二二号・一六年九七号・一五三三号・一七年一六三号・一九年  
六号・二〇年一一号・二一年一三号・二二年二七号・二八年五五  
号・令和元年一号]

別記

第一号様式

(第四条第一項第一号)

全部改正〔平成12年規則5号〕、一部改正〔平成15年規則132号・  
16年97号・137号・21年13号・令和2年40号〕

第一号様式の一

(第四条第二項)

一部改正〔昭和44年規則84号・47年45号・49年17号・53年15号・18  
号・54年15号・平成16年97号・21年13号・令和3年80号〕

第二号様式

(第六条)

一部改正〔昭和44年規則84号・47年54号・49年17号・52年24号・53  
年15号・18号・54年15号・平成5年33号・12年5号・16年97号・21  
年13号・令和2年40号・3年80号〕

第三号様式

(第七条)

一部改正〔昭和44年規則84号・47年54号・49年17号・53年15号・18  
号・54年15号・平成12年5号・16年97号・21年13号・令和2年40  
号・3年80号〕

第四号様式

(第八条)

一部改正〔昭和44年規則84号・47年54号・49年17号・53年15号・18  
号・54年15号・平成16年97号・21年13号・令和3年80号〕

第五号様式

(第九条)

全部改正〔昭和六〇年規則七一号〕、一部改正〔平成一六年規則九  
七号・二一年一三号〕

附則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。